

主要記事の要旨

企業立地と地域経済の活性化 —大阪府、福岡県の取組みを中心に—

廣瀬 信己

- ① 企業立地の促進に向けた自治体の取組み等により、地域経済が活性化しつつある。わが国の工場立地件数に占める地方圏の割合も上昇に転じている。しかしながら、原材料価格の高騰、建設着工件数の低迷等、企業の経営環境の厳しさが増しており、立地件数の増加基調を維持できるかどうかは不透明である。
- ② 我が国は、戦後、工業再配置促進法、テクノポリス法等の産業立地政策により、中心から周辺への産業の分散を行ってきたが、必ずしも成功していない。現在は、産業クラスター計画、企業立地促進法等、地域の主体性を尊重し、地域の自立を促す支援策に、政策の軸足を移している。
- ③ 自治体の企業誘致競争が過熱しており、自治体の体力により、施策や助成措置の格差が拡大している。人口規模の小さな市町村では、産業振興策が特に実施されていない場合も多いほか、誘致に取り組んでいる場合においても、企業ニーズに適切に対応していくことはかなり厳しいと言われている。
- ④ 大阪湾岸では、シャープ、松下電器産業等を中心に、フラット・パネル・ディスプレイ（FPD）関連産業が集積し、急速に企業立地が進んでいる。シャープの堺市への立地による経済効果は、大阪府全体で約3兆9,000億円と試算されており、多くの関連企業も進出を予定している。大阪府がシャープの誘致に成功した要因としては、陸海空のインフラの充実、助成措置の手厚さ、積極的なトップセールス等が挙げられる。
- ⑤ 北部九州では、日産自動車九州工場、トヨタ自動車九州、ダイハツ九州等を中心に、自動車関連産業が集積し、急速に企業立地が進んでいる。福岡県は、2008年度までに自動車生産台数を150万台とする目標を掲げている。裾野の広い自動車産業では、地場産業への波及効果が大きい。福岡県では、地元調達率の向上、人材の育成、他府県との連携等に積極的に取り組んでいる。
- ⑥ 企業誘致をめぐるのは、税収増や雇用増等のメリットがある一方で、補助金競争や非正規雇用等の課題も多い。企業誘致競争の評価は、一地域の損得だけではなく、国全体からの観点が必要である。また、国による規制や地方交付税のあり方を見直すと同時に、国としての魅力を高めていくことが重要である。
- ⑦ 我が国は、地域間格差、国際競争、人口減少という三重の課題に直面している。現行の行政区画を前提に、各自治体が個々に産業政策を行うことには、限界がある。安定した産業経済圏を形成するためには、複数自治体による地域連携の枠組みを整え、広域的に競争力を高めていくことが必要であろう。

企業立地と地域経済の活性化 —大阪府、福岡県の取組みを中心に—

経済産業課 廣瀬 信己

目 次

はじめに

I 我が国の産業立地動向と国・自治体の取組み

- 1 近年の工場立地動向
- 2 国の産業立地政策
- 3 自治体の企業誘致施策

II 大阪府とフラット・パネル・ディスプレイ（FPD）関連産業

- 1 変貌する大阪湾岸
- 2 シャープ誘致の成功要因と経済効果
- 3 大阪府の取組みと今後の課題

III 福岡県と自動車関連産業

- 1 北部九州自動車150万台生産拠点推進構想
- 2 自動車産業集積による経済効果
- 3 福岡県の取組みと今後の課題

IV 企業誘致施策の論点

- 1 地域の視点でみた企業誘致施策の論点
- 2 国の視点でみた企業誘致施策の論点

おわりに

はじめに

企業立地の促進に向けた自治体の取組み等により、地域経済が活性化しつつある。例えば、2007年に大阪府がシャープを堺市に誘致したこと等により、大阪湾岸では、フラット・パネル・ディスプレイ（FPD）関連産業が集積しつつある。また、北部九州では、北部九州自動車150万台生産拠点推進構想を掲げる福岡県の取組み等を背景として、日産自動車九州工場、トヨタ自動車九州、ダイハツ九州等を中心に、自動車関連産業が集積し、急速に企業立地が進んでいる。

一方で、企業立地が進む地域と進まない地域の格差が広がっており、自治体の体力により、優遇措置も異なっている⁽¹⁾。特に高額な企業誘致補助金については、疑問や批判も少なくない⁽²⁾。

そこで、本稿では、第I章で、我が国における産業立地動向と、企業立地に向けた国・自治体の取組みを概観する。第II章、第III章では、具体的な事例として、大阪府及び福岡県の企業立地状況と自治体の取組みを紹介する。第IV章では、企業誘致施策の論点について検討し、最後に、今後の展望について述べる。なお、第II章、第III章は、筆者が平成20年2月に行った現地調査⁽³⁾に基づくものである。

I 我が国の産業立地動向と国・自治体の取組み

1 近年の工場立地動向

経済産業省が実施した2007年の工場立地動向調査によると、全国の工場立地件数は、前年比

9件増（0.5%増）の1,791件、立地面積は、前年比345ha増（14.6%増）の2,710haとなり、ともに1967年の調査開始以来、初めて5年連続の増加となった（図1）。50ha以上のものが3件（前年1件）となり、大規模な立地が増加しているほか、資本金1千万未満の小規模企業による立地が全体の22.2%（前年比3.4ポイント増）を占めている。

業種別では、精密機械（前年比44.0%増）、輸送用機械（同34.0%増）、窯業・土石製品（同32.4%増）等で立地件数が大きく伸びた。

また、工場立地に占める「地方圏」の割合が上向いており、人材・土地不足を背景に、工場が都市圏から地方圏に広がっている。企業が地方圏に工場をつくる割合は、1990年代後半から低下していたが、2005年を底に反転し、2007年には、都市圏（関東臨海・東海・近畿臨海）の立地591件（前年比0.7%減）に対し、地方圏の立地は1,200件（前年比1.1%増）となり、全体の67.0%を占めている（図2）。地方圏での増加の背景としては、①都市部で工場建設の適地が不足し、一定規模の土地を確保しにくいこと、②関東、中部等で求人が求職を上回る地域が増え、労働力の確保が困難となりつつあること等の理由が指摘されている⁽⁴⁾。

図1 全国の工場立地動向



(出典) 経済産業省「工場立地動向調査」

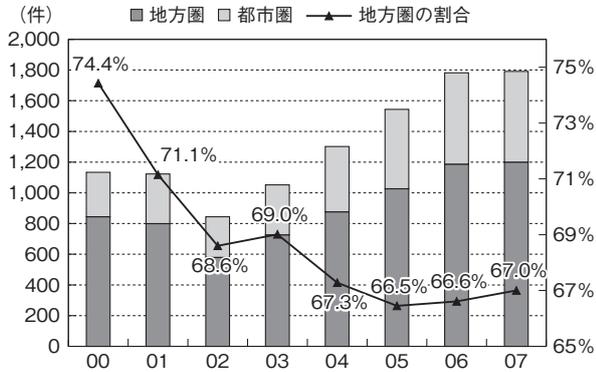
(1) 藤田成裕「企業誘致の現状と課題」『産業立地』46巻6号、2007.11、pp.9-14。

(2) 「企業誘致の補助金、異議あり」『朝日新聞』2008.1.30。

(3) 現地調査にあたっては、大阪府東京事務所の谷脇博之氏・鍵野成一氏、大阪府商工労働部の黒田一人氏・西田修氏、福岡県東京事務所の石井和彦氏、福岡県商工部の古澤久男氏・永吉豊氏に、多大な御協力をいただいた。ここに記して心より感謝申し上げます。

地域別の立地状況については、東海、関東内陸、北九州等で立地件数が増加する一方、北海道、東北、四国、南九州等の立地件数は、緩やかな増加に留まっている（図3）。

図2 工場立地に占める地方圏の割合



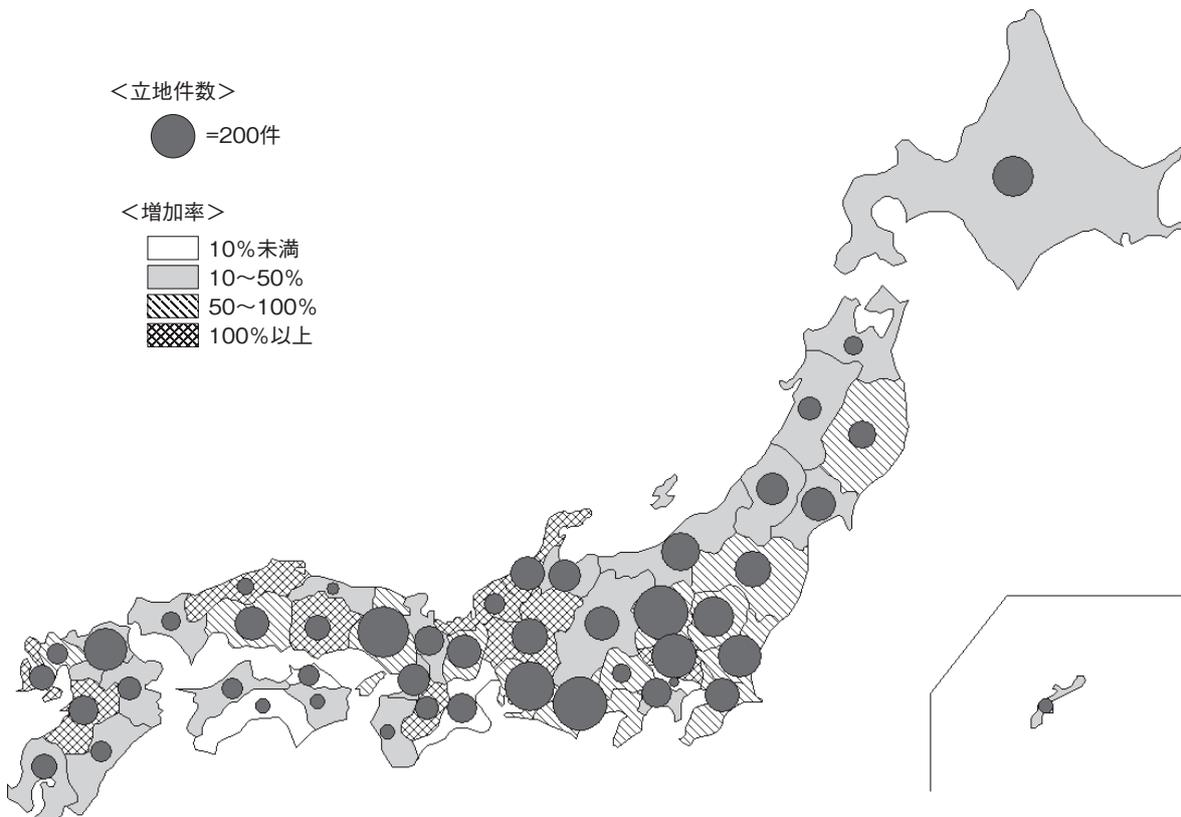
(出典) 経済産業省「工場立地動向調査」
 (注) 都市圏とは、関東臨海、東海、近畿臨海の3地域、地方圏とはそれ以外を指す。

今後の立地動向については、原材料価格の高騰、建設着工件数の低迷等、企業の経営環境の厳しさが増しており、増加基調を維持できるかどうかは不透明である⁽⁵⁾とされている。

2 国の産業立地政策

国は、戦後、地域の振興を図るため、さまざまな産業立地政策⁽⁶⁾を講じてきた（表1）。物流の中心が海上輸送だった戦後復興期、国は臨海部への工場集積を強力に推し進め、その結果、四大工業地帯に産業や人口が過度に集中した。その是正を目的に、1972年に工業再配置促進法が制定され、さらに、地方におけるハイテク産業集積を狙いとして、1980年代以降、テクノポリス法、頭脳立地法が制定された⁽⁷⁾。これらの

図3 過去3年間の都道府県別工場立地件数と増加率



(出典) 経済産業省「工場立地動向調査」により筆者作成。

(注) 黒丸の大きさは、立地件数の多さを表す。
 立地件数は過去3年間（平成17-19年）の累計である。
 増加率は、過去3年間（平成17-19年）の立地件数の、平成14-16年の立地件数に対する増加率である。

(4) 「工場、都市圏から地方へ」『日本経済新聞』2007.10.28.

(5) 「工場立地 5年連続増加」『日刊工業新聞』2008.4.1.

(6) 山口広文「戦後日本の産業立地政策—産業構造変化と政策体系の変遷」『レファレンス』598号, 2000.11, pp.47-89.

表1 国の主な地域産業政策

臨海部への重化学工業集積	
1959年	工業等制限法
1960年	太平洋ベルト地帯構想
1962年	新産業都市建設促進法
地方分散	
1972年	工業再配置促進法
1983年	テクノポリス法
1988年	頭脳立地法
空洞化阻止	
1997年	地域産業集積活性化法
地域の発展支援	
2001年	産業クラスター計画
2007年	企業立地促進法

(出典) 「産業集積、地域連携がカギ」『日本経済新聞』2007.12.19.

従来の産業立地政策は、推進すべき集積の雛形を国が指定して支援を行うものであり⁽⁸⁾、中心から周辺への産業の分散を目的としていた⁽⁹⁾。

しかしながら、2001年以降、政策の柱は、新事業創出の促進や集積の活性化等、地域の自立を促すものへと、変わりつつある⁽¹⁰⁾。とりわけ、2007年6月に施行された企業立地促進法は、地域が自らの強みを踏まえ目指すべき集積を選択する、という地域の主体性を尊重した支援策となっている⁽¹¹⁾。

そこで、地方分散施策の例として、工業再配置促進法、テクノポリス法、頭脳立地法、地域の発展を支援する施策の例として、産業クラスター計画、企業立地促進法を取り上げ、その概要を紹介したい。

(1) 工業再配置促進法

「工業再配置促進法」(昭和47年6月16日法律第

73号)は、高度成長期後半の公害や住宅・地価等の都市問題を抱える過密地域と、人口流出に悩む過疎地域との不均衡を是正するため、集積の高い地域(移転促進地域)から集積の低い地域(誘導地域、具体的には人口増加の割合が低い27道県)に工場を再配置することを目的として、1972年に制定された。同法及び関連法令においては、固定資産税の減免、工場移転・増設に合わせた補助金の交付等、各種の助成措置が講じられた。

同法の評価として、移転促進地域からの工場の追い出しには成功したものの、誘導地域への工場の移転にはつながらなかったと言われている⁽¹²⁾。これは、都市部の工場移転が、遠い地方ではなく都市近郊への移転であったことによるものである。

また、都市部から工場が追い出されたことは、都市部のキャパシティを広げ、より高次な産業へと移行することを可能にした面がある。このため、都市部産業の高付加価値化と人口集中が一層進み、法の目的の一つであった国土の均衡ある発展とは逆の効果をもたらす結果となった。しかし、同法の目的の一つであった大都市問題の緩和には、一定の効果があったといえよう⁽¹³⁾。

経済環境の変化から工業再配置政策は役割を終えたとして、2006年に同法は廃止された。

(2) テクノポリス法

「高度技術工業集積地域開発促進法」(昭和58年5月16日法律第35号、以下「テクノポリス法」という。)は、産・学・遊・住が調和した潤いあるまちづくりと、先端技術産業を核に、地域経

(7) 「産業集積、地域連携がカギ」『日本経済新聞』2007.12.19.

(8) 関東経済産業局地域経済部地域経済課産業立地室「特集 企業立地促進法について」『いっとじゅっけん』52巻11号, 2007.11, pp.2-13.

(9) 松原宏『経済地理学 立地・地域・都市の理論』東京大学出版会, 2006, pp.286-288.

(10) 前掲注(7); 阿部和俊・山崎朗『変貌する日本のすがた—地域構造と地域政策』古今書院, 2004, p.149.

(11) 関東経済産業局地域経済部地域経済課産業立地室 前掲注(8)

(12) 山崎朗『ネットワーク型配置と分散政策』大明堂, 1992, pp.93-106.

(13) 同上

済の自立化、活性化を図ることを目的として、1983年に制定された。1983年から1989年までに、全国で26地域が指定を受け、テクノポリスの開発が進められた。具体的な施策としては、各地域のテクノポリス開発機構に対する「産業再配置促進費補助金」の交付のほか、税制面の優遇措置として「テクノポリス特別償却制度」「特別土地保有税非課税制度」等が挙げられる。

同法の評価について、テクノポリス指定地域は、工業出荷額、工業従業者数、工業付加価値額の伸び率において、約半数が全国平均を下回っており、目に見えた成果は上がらなかったとの分析が多い。その要因として、「指定地域が多くなりすぎたため、個々の地域への財政支援が薄く、中途半端になった」、「国のテクノポリス政策が、各地域のテクノポリス建設を特徴のない画一的なものに導き、その魅力を乏しいものにした」、「国・地方自治体・企業の連携がうまくいかなかった」等が挙げられている⁽¹⁴⁾。

(3) 頭脳立地法

「地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律」（昭和63年5月6日法律第32号、以下「頭脳立地法」という。）は、当時、テクノポリス法等によって進められていた工場中心の産業立地政策を見直し、産業の頭脳部分である研究所、デザイン・設計・ソフト開発部門等を地方に分散させる目的で1988年に制定された。具体的には、特定事業16業種（総合リース業、情報処理サービス業、デザイン業、経営コンサルタント業、自然科学研究所等）について、研究所団地・ソフトウェア団地等の造成にあたっての助成措置や特別償却・債務保証等の優遇措置が講じられた。

同法は、指定地域において特定事業の従業員数が一時的に伸びる等の効果をもたらした。しかしながら、立地状況は計画を下回った地域が多く、失敗だったのではないかとされている。ソフトウェア業、デザイン業、情報処理サービス業は、地方中核都市の、しかも主要駅周辺に集中して立地する傾向があり、工場誘致と同じ発想でテクノポリス地域の工業団地に誘致することが困難であったためである⁽¹⁵⁾。また、ハード整備に傾斜するあまり、ソフト面の支援が不十分であったとの指摘もある。例えば、優秀なコーディネーターやアドバイザーがいないために産学官の交流がうまくいかず、せっかく整備したハードを有効活用できていないケース等である⁽¹⁶⁾。

同法は、テクノポリス法と同時に1998年に廃止され、新事業創出促進法へ統合された⁽¹⁷⁾。

(4) 産業クラスター計画

経済産業省は、2001年度から、地域における産学官連携・異業種連携のネットワークを構築することによって、イノベーションを促進し、国際競争力のある産業集積を創出・発展させることを目的として、産業クラスター計画を推進している。平成19年3月末時点で、中堅・中小企業約10,700社、大学等約290校が参加し、全国で18のプロジェクトが展開されている⁽¹⁸⁾。具体的には、産学官のネットワーク形成や新事業創出支援を行う事業者等に対し、「広域的新事業支援ネットワーク等補助金」等の助成が行われている⁽¹⁹⁾。

クラスター計画は、産業クラスターの立ち上げ期である第Ⅰ期（2001～2005年）、成長期である第Ⅱ期（2006～2010年）、自律的發展期とされ

(14) 大石卓樹ほか「検証 テクノポリス・頭脳立地」『日経地域情報』312号, 1999.2.1, pp.2-17.

(15) 阿部・山崎 前掲注(10), p.147.

(16) 大石ほか 前掲注(14)

(17) 新事業創出促進法は、2005年に廃止され、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」（平成11年3月31日法律第18号）に統合された。

(18) 経済産業省「産業クラスター計画」〈<http://www.cluster.gr.jp/plan/index.html>〉

(19) 経済産業省編『平成18年度経済産業省年次報告書』経済産業調査会, 2007, p.151.

る第Ⅲ期（2011～2020年）に区分されており、現在は第Ⅱ期である。第Ⅰ期においては、クラスターに参加している中堅・中小企業の売上高、当期純利益は、いずれも、全国平均を上回る伸びを示しており、大学や異業種企業との連携、研究開発、販路開拓等において一定の効果があつたとの評価がある。一方で、従業員数は横ばいとなっており、人材や資金の確保が今後の課題であると言われている⁽²⁰⁾。

(5) 企業立地促進法

「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」（平成19年5月11日法律第40号、以下「企業立地促進法」という。）は、地域の特性を生かした企業集積を図る自治体に対し、国が支援を行うものであり、立地企業の設備投資に対する減税措置、研究開発や人材育成に対する助成措置等が設けられている。テクノポリス政策、頭脳立地政策等の従来の企業立地政策では、推進すべき集積の雛形を国が指定して支援を行ってきたが、同法は、地域が自らの強みを踏まえ目指すべき集積を選択する、という地域の主体性を尊重した支援策であることが特徴である⁽²¹⁾。

2007年7月30日に認定された10県12基本計画に対する第一号同意を皮切りとして、2008年3月25日までに42道府県で108の基本計画が国の同意を受けている。これらの基本計画では、新たに約7,900件の企業立地により、約28万人の新規雇用の増加が見込まれている⁽²²⁾。同意を受けた基本計画で指定した区域への企業立地

等、具体的な成果も出始めている⁽²³⁾。

3 自治体の企業誘致施策

雇用創出や税収増に直結する企業誘致は、地域活性化の即効薬である。製造業の国内回帰の流れの中、2002年の三重県・亀山市によるシャープの液晶工場誘致を契機として、自治体間の企業誘致競争が過熱しており、施策や助成措置の格差も拡大している。

(1) 都道府県、政令指定都市

日本経済新聞社が2007年秋に47都道府県と17政令指定都市を対象に実施した調査⁽²⁴⁾によると、最近一年間に他自治体と企業誘致を競った経験があると回答した自治体は、41自治体、64.1%に達した。例えば、堺市のシャープ新工場を巡っては、大阪府と兵庫県（姫路市）の間で熾烈な誘致合戦が繰り広げられた。また、宮城県への工場立地を決めたトヨタ自動車の生産子会社、セントラル自動車のケースでは、自動車産業の集積を目指す北海道も名乗りを上げ、誘致活動を展開した。

進出企業に対する補助金・助成金も高額化している。2007年9月末時点の補助金・助成金の上限額ランキング⁽²⁵⁾を表2に示す。上限額50億円以上の自治体が11、10億円以上の自治体が44である。なお、岩手、茨城、兵庫の3県、仙台、新潟、京都、広島の4市については、上限がない。

具体的な企業誘致策の実施状況を図4に示す。企業誘致の専門担当部署の設置、知事・市

(20) 『産業クラスター計画 平成19年版』経済産業省, 2007, p.13.

(21) 関東経済産業局地域経済部地域経済課産業立地室 前掲注(8)

(22) 経済産業省「企業立地促進法に基づく地域産業活性化計画の第6号同意及び地域経済産業活性化対話の開催結果について」2008.3.25. <<http://www.meti.go.jp/press/20080325004/20080325004.html>>

(23) 経済産業省「産業構造審議会地域経済産業分科会報告書」2008.2. <<http://www.meti.go.jp/press/20080204005/20080204005.html>> 同報告書では、成果の例として、秋田県由利本庄市におけるTDK、フジクラ、岩手県久慈市における北日本造船、大阪府堺市におけるシャープの立地等が挙げられている。

(24) 菅野由一・前島雅彦「都道府県・政令市の企業誘致調査」『日経グローバル』88号, 2007.11.19, pp.12-27.

(25) 2007年9月末時点の調査結果である点に留意されたい。例えば、大阪府では、橋下徹知事が補助金のあり方を見直す方針を打ち出す等の動きもある。

表2 企業誘致補助金・助成金上限額ランキング

順位	自治体名	上 限 額	
1	大阪府	150億円	(30億円)
2	和歌山県	100億円	(100億円)
3	三重県	90億円	(90億円)
4	岐阜県	70億円	(70億円)
4	岡山県	70億円	(70億円)
6	千葉県	50億円	(50億円)
6	新潟県	50億円	(50億円)
6	富山県	50億円	(50億円)
6	大分県	50億円	(10億円)
6	宮崎県	50億円	(5億円)
6	横浜市	50億円	(50億円)
12	北海道	37億円	(37億円)
13	鳥取県	36億円	(36億円)
14	福島県	35億円	(5億円)
14	石川県	35億円	(35億円)
16	福井県	34億円	(34億円)
17	青森県	30億円	(30億円)
17	栃木県	30億円	(30億円)
17	滋賀県	30億円	(30億円)
17	高知県	30億円	(30億円)
17	佐賀県	30億円	(30億円)
17	長崎県	30億円	(11億円)
17	浜松市	30億円	(2億円)
17	大阪市	30億円	(30億円)
25	千葉市	25億円	(25億円)
26	神奈川県	22億円	(82億円)
27	秋田県	20億円	(20億円)
27	京都府	20億円	(20億円)
27	鳥根県	20億円	(20億円)
27	広島県	20億円	(20億円)
27	熊本県	20億円	(20億円)
32	徳島県	15億円	(10億円)
32	愛媛県	15億円	(15億円)
34	山口県	11億円	(11億円)
35	山梨県	約10.8億円	(約10.8億円)
36	宮城県	10億円	(10億円)
36	長野県	10億円	(3億円)
36	愛知県	10億円	(10億円)
36	福岡県	10億円	(10億円)
36	鹿児島県	10億円	(10億円)
36	沖縄県	10億円	(10億円)
36	さいたま市	10億円	(10億円)
36	名古屋市	10億円	(10億円)
36	北九州市	10億円	(10億円)

(出典) 菅野由一・前島雅彦「都道府県・政令市の企業誘致調査」『日経グローバル』88号, 2007.11.19, pp.12-27.

(注) 上限額を設定し、2007年9月末時点で10億円以上の自治体のみ。カッコ内は2006年9月末時点の上限額。

長によるトップセールス等は、9割程度の自治体を実施している。他自治体・企業等との協議会等の共同設置、企業立地の相談や申請手続き等が1か所のできるワンストップ窓口の設置等についても、7割を上回る自治体を実施している。一方、企業誘致に協力した個人や法人に対する成功報酬制度は、3割にとどまった。成功報酬制度とは、域内に進出を希望する企業の情報を提供した個人・法人に対し、自治体が成功報酬を支払う制度である。例えば、大阪市では、バイオ、IT、ロボット、環境関連企業の誘致に成功した場合、協力した民間コンサルタントに対して、成功報酬を支払う制度を実施している。既に立地した企業等の国内外の情報力を活用する効率的な企業誘致策であり、補助金競争を回避する手段として、注目できる取組みと言われている⁽²⁶⁾。

(2) 市町村

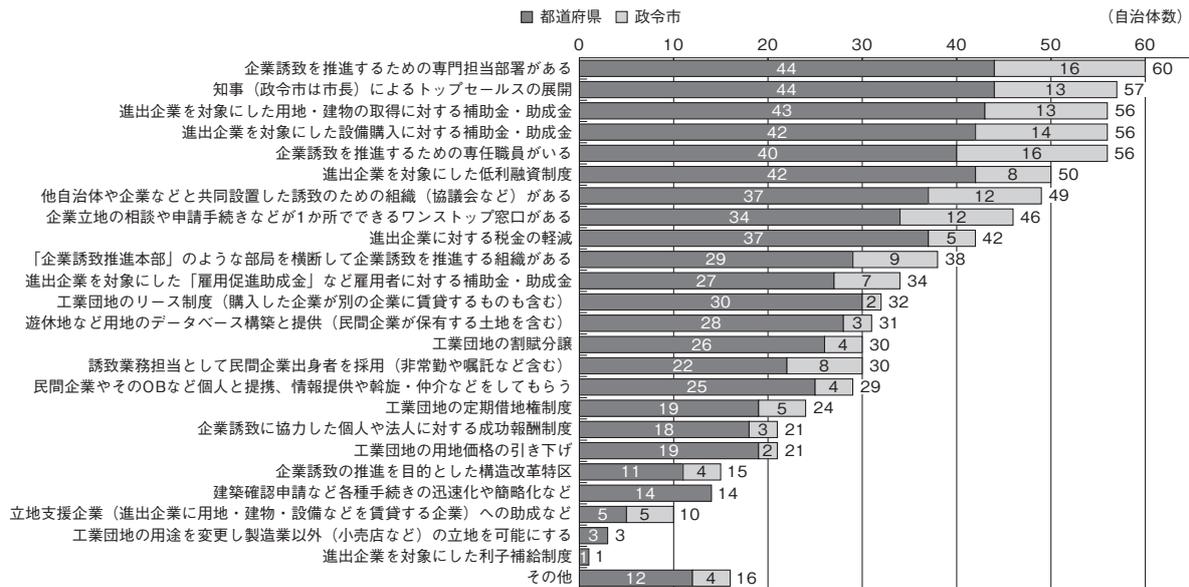
市町村の企業誘致への取組みは、都道府県や政令指定都市に比べ、遅れている。日本立地センターが全国43都道府県、1,067市町村を対象に実施した2007年の調査⁽²⁷⁾によると、市町村が実施している企業誘致活動の内容は、図5に示すとおりである。

いずれの施策についても、取組みを行っている市町村は、全体の3割未満に留まっている。また、市町村の中でも、人口規模による格差があり、人口50万人以上の市町村では、9割を超える団体に企業誘致が実施されている一方で、人口1万人未満の市町村では、企業誘致を含め、産業振興策が特に実施されていないケースも多い。

(26) 「企業誘致に成功報酬—補助金競争を回避」『日本経済新聞』2005.7.5, 夕刊。

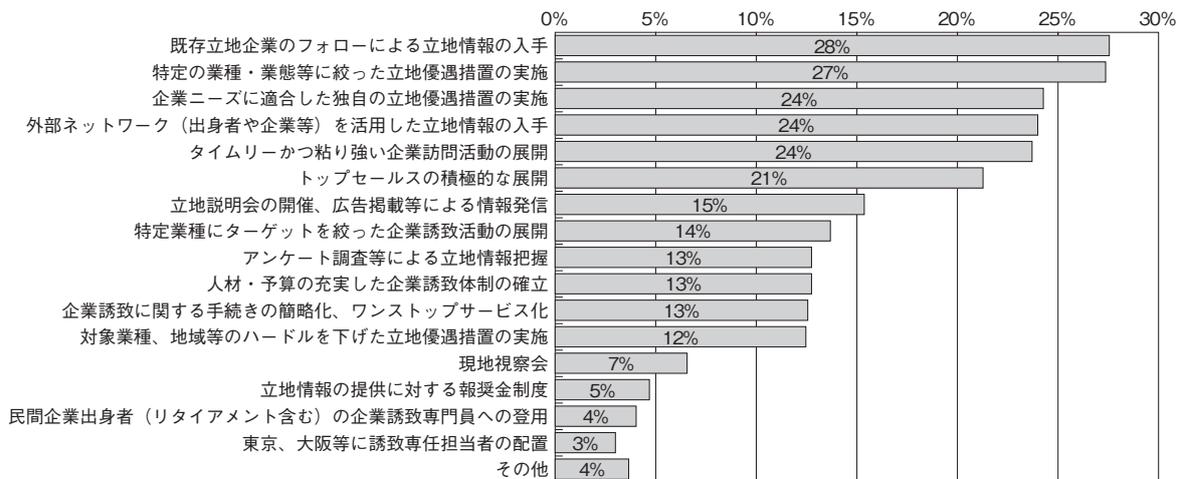
(27) 藤田 前掲注(1)

図4 都道府県・政令市における企業誘致策の実施状況



（出典） 菅野由一・前島雅彦「都道府県・政令市の企業誘致調査」『日経グローバル』88号, 2007.11.19, p.15.
 （注） 2007年9月末現在。調査対象は47都道府県と17政令市で複数回答。

図5 市町村における企業誘致策の実施状況



（出典） 藤田成裕「企業誘致の現状と課題」『産業立地』46巻6号, 2007.11, p.10.
 （注） 調査対象は1,067市町村。複数回答あり。

II 大阪府とフラット・パネル・ディスプレイ（FPD）関連産業

1 変貌する大阪湾岸

大阪湾岸では、シャープ、松下電器産業等を中心としたFPD関連産業が集積し、急速に企業立地が進んでいる。シャープは、大阪府堺市に液晶パネル工場を建設中であり、2009年度中に稼働させる予定である（写真1）。また、松

下電器産業は、既に、大阪府茨木市及び兵庫県尼崎市に4つのプラズマ・ディスプレイ・パネル（PDP）工場を稼働させているが、今後、尼崎市に国内5つめとなるPDP工場を2009年5月に稼働させるほか、兵庫県姫路市には、液晶パネル工場を2010年1月に稼働させる予定である（図6）。ガラスやフィルター等の関連部材メーカーの集積や産業の育成にも期待が高まっている⁽²⁸⁾。

そこで本章では、大阪府・堺市によるシャープ

写真1 建設が進むシャープ堺工場



(2008年2月21日撮影)

プ誘致の成功要因や経済効果について紹介するほか、大阪府の企業誘致の取組みと今後の課題について述べる。

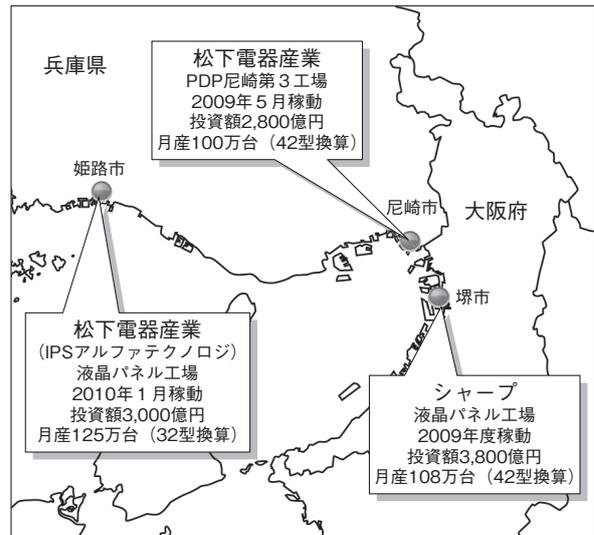
2 シャープ誘致の成功要因と経済効果

(1) 経緯と成功要因

シャープの新工場をめぐるのは、大阪府・堺市と兵庫県・姫路市の間で誘致競争が展開された。2004年に稼動したシャープ亀山工場誘致の際、堺市は、三重県亀山市との誘致競争に敗れており、その敗因の一つは、候補地周辺の道路、港湾等インフラが整っていなかったことであるとされている。大阪府と堺市の企業誘致担当者らは、これを教訓として、初めてチームを組み、立地条件の魅力を生シャープに粘り強く説明した。

シャープが堺市に立地した要因としては、大阪市のシャープ本社、奈良県天理市の研究開発拠点、亀山工場の主要拠点と容易に往来できる高速道路網の整備が進んでいること、予定地に隣接した港では、大水深の停泊場が整備され、船での材料搬入や製品搬出が容易であること、

図6 大阪湾岸で稼動予定の薄型パネル工場



(出典) 「先端モノづくり関西に集積地」『日本経済新聞』2008.3.21; 「環大阪湾パネル集積」『朝日新聞』2007.12.28. により筆者作成。

関西国際空港において第2滑走路が整備され、24時間化が実現したこと等、陸海空のインフラが充実していることが挙げられる⁽²⁹⁾。

また、大阪府が、2007年度施行の企業立地促進条例により、補助金の限度額を従来の30億円から150億円に引き上げたことも要因の一つである(後述)。

(2) 経済効果

シャープの液晶パネル工場の投資額は、約3,800億円である。関連企業も含めた液晶コンビナート全体の投資額は、約1兆円規模と見込まれている。前者の液晶パネル工場単体でみた場合の堺市に及ぼす経済波及効果は、建設初期投資による効果が約8,000億円、稼動時の生産拡大効果が年間約1兆1,000億円と発表されている。また、大阪府全体の経済効果は、約3兆9,000億円と試算されている⁽³⁰⁾。

シャープの立地を受け、関連企業の集積が進

⁽²⁸⁾ 「先端モノづくり関西に集積地」『日本経済新聞』2008.3.21; 「環大阪湾パネル集積」『朝日新聞』大阪版, 2007.12.28.

⁽²⁹⁾ 「鉄の堺 液晶の街へ」『日経産業新聞』2007.8.1; 「シャープ誘致為すも出馬断念」『日経ビジネス』2008.2.4.

⁽³⁰⁾ 堺市報道発表資料「シャープ株式会社堺浜への立地による経済波及効果について」2007.8.10; 大阪府「2007年8月1日知事定例会見」2007.8.1. <http://www.pref.osaka.jp/j_message/chiji-kaiken/file/20070801.html>; 「南大阪地域シャープ新工場に期待」『日刊工業新聞』2008.4.24.

なお、シャープ堺工場の経済波及効果については、関西社会経済研究所等も試算を発表している。関西社会経

んでいる。2008年3月現在、表3のとおり、ガラスやフィルター等の部材を供給するメーカーや、関西電力等のエネルギー供給企業等、14社の進出が決まっており、一大液晶コンビナートが形成される見込みである。また、シャープは、液晶パネル工場だけではなく、同じ敷地内に太陽電池工場を建設する予定である。

シャープは、堺工場周辺に形成される企業集積を一つの仮想企業ととらえ、部材メーカー等と調達、生産、物流に関する情報システムを共通化するほか、工場間での廃熱利用等のエネルギー循環にも取り組む方針であり、集積のメリットを最大限生かしたコンビナートを目指している⁽³¹⁾。

表3 シャープ液晶コンビナートの主な進出予定企業
(順不同)

社名	供給製品・サービス
旭硝子	ガラス
コーニング・ジャパン	ガラス
大日本印刷	カラーフィルター
凸版印刷	カラーフィルター
栗田工業	超純水
日本通運	物流
長瀬産業	薬液
神鋼環境ソリューション	水処理
関西電力	電力
大阪ガス	ガス
関西エネルギーソリューション	エネルギー
太陽日酸	産業ガス
岩谷産業	産業ガス
大同エプロダクツ・エレクトロニクス	産業ガス

(出典) 「情報システム共通化、シャープの液晶新拠点堺工場」『日刊工業新聞』2008.3.20.

一方で、地元の既存産業への経済波及効果について、薄型パネルは、自動車等に比べ、裾野の広い関連産業の集積や地場企業の積極的な参入等は期待しにくいという指摘がある。これは、薄型パネルは、自動車に比べ、製品の大きさが小さいこと、部品の数が少ないこと、高付加価値製品であるために、地元の中小企業の参入は困難であること、自動車以上に工場の自動化が進んでおり、雇用吸収力が小さいこと等のためである⁽³²⁾。しかしながら、堺商工会議所が「堺コンビナート連絡協議会」を設立し、シャープの新工場等と地元企業との連携を図る動きがある⁽³³⁾ほか、大阪府では、地元の商工会議所や府内の大学と協力し、産学官の連携も進めていきたいとしている⁽³⁴⁾。

3 大阪府の取組みと今後の課題

(1) 大阪府の企業立地促進施策の概要

大阪府では、大阪経済を牽引する先端産業の企業立地を促進するため、「先端産業補助金」が設けられている。対象となる業種は、バイオ・ライフサイエンス、ロボット、情報家電、新エネルギー等の分野であり、対象地域は、りんくうタウン、阪南スカイタウン、彩都ライフサイエンスパーク、ちきりアイランド、津田サイエンスヒルズの5つの産業拠点と、住之江区平林北地区、堺浜南地区の2つの大規模投資誘致対象地区⁽³⁵⁾である(図7)。なお、このうち、住之江区平林北地区、堺浜南地区、ちきりアイランド、りんくうタウンは、ベイエリアの企業集積であるのに対し、津田サイエンスヒルズ及び彩都ライフサイエンスパークは、内陸部に位

済研究所の試算によると、太陽電池工場を含むシャープ堺工場の初期投資が関西2府5県に及ぼす経済効果は、約2,000億円、フル稼働時の製品出荷による経済効果は、年間約6,200億円(いずれも付加価値額ベース)である。

関西社会経済研究所「大阪湾岸大型設備投資の経済波及効果」2008.7.8.

(http://www.kiser.or.jp/reseach/project/080709_osaka-wangan.html)

(31) 「情報システム共通化 シャープの液晶新拠点堺工場」『日刊工業新聞』2008.3.20.

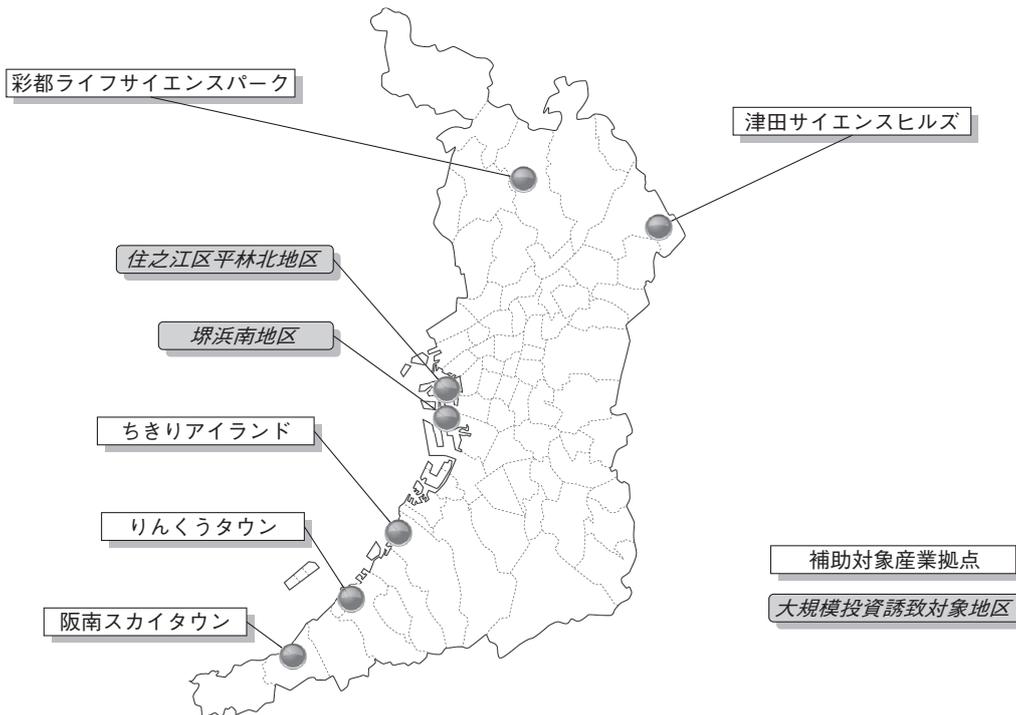
(32) 「吉本澄司所長に聞く」『日本経済新聞』2008.3.21.

(33) 「新産業創出に弾みつく」『日刊工業新聞』2008.4.24.

(34) 大阪府からのヒアリングによる。

(35) 大規模投資誘致対象地区は、投資額100億円以上の場合のみ補助の対象である。

図7 大阪府の産業拠点と大規模投資誘致対象地区



(出典) 大阪府提供資料「平成19年度企業立地促進補助金の概要」

置する研究開発型の集積である。これらの地域に立地する企業には、家屋・機械設備等の投資額に応じた割合の補助が支給され、その限度額は、2007年9月時点で、1社あたり最高150億円であり、全都道府県・政令市中で最も高い水準となっている⁽³⁶⁾。先端産業補助金は、太田房江前知事が積極的な企業誘致策を打ち出す中で、従来、最高5年間で1社30億円だった上限額を、2007年4月に、最高10年間で1社150億円まで引き上げたものである。シャープには、136億円の先端産業補助金の交付が決定されているほか、コーニングジャパンには約35億円、大日本印刷には約37億円、凸版印刷には約36億円の交付が決定されている⁽³⁷⁾。府の財政再建を重視する橋下徹知事は、関連企業にまで補助するのは失態であると述べており、上限150億

円は変えないものの、対象を1企業あたりから1地域(産業拠点)ごとに変更する方針である。既に交付決定したシャープ関連企業は補助を受けられるが、今後の進出企業は影響を受けることが見込まれている⁽³⁸⁾。

一方、税制面では、産業集積促進地域における土地や家屋の取得に係る不動産取得税を軽減する産業集積促進税制が設けられている。対象となる地域には、第一種と第二種があり、第一種は、主として、りんくうタウンや堺浜南地区等における、大企業や先端産業の新規立地を対象としているのに対し、第二種は、既存の町工場等の集積地において、新工場を建設する中小企業を対象としている。大阪府では、工場の跡地にマンションが建設される等、都市化による住工混在の問題が深刻化しており、府全体の製

(36) 菅野・前島 前掲注(24)

(37) 大阪府「先端産業補助金の交付決定について」2008.2.29. <<http://www.pref.osaka.jp/fumin/html/18373.html>>; 大阪府「先端産業補助金の交付決定について」2008.1.18. <<http://www.pref.osaka.jp/fumin/html/18020.html>>; 大阪府「先端産業補助金の交付決定について」2007.12.7. <<http://www.pref.osaka.jp/fumin/html/17729.html>>

(38) 「誘致補助金見直し」『朝日新聞』2008.2.2; 「投資は当然、大商会頭指摘」『朝日新聞』2008.3.22; 「収支改善1,100億円へ、大阪府が財政再建計画」『日刊工業新聞』2008.4.12.

造業事業所の減少に拍車をかけている⁽³⁹⁾。第二種産業集積促進税制には、住工混在が工場の流出を招くことを防ぎ、工場の跡地には工場が建設されるよう、既存の集積を集積として維持する狙いがある。第二種産業集積促進地域の指定を受けているのは、八尾市、堺市、高石市、東大阪市、枚方市である。このように、新規の立地だけではなく、既存の集積地域における再投資を支援する試みは、大阪府に特徴的な取り組みであると考えられる。

(2) 今後の課題

今後の課題は、用地の確保である。大阪府が、直接・間接に確保に携わっている用地は、既に9割近くが契約済である。阪南スカイタウンや彩都サイエンスパークは、ある程度空きがあるが、山手に位置しており、住宅地も近いため、研究施設等とはともかく、工場用地としては必ずしも適切ではない。

当面の対応策は、民有地の活用である。例え

ば、シャープが立地する堺浜地区は、新日本製鐵の跡地であり、2006年に誘致した旭硝子が立地する住之江区平林は、関西電力の跡地である。大阪府では、市町村とも連携しながら、土地の空き情報の入手に努めている。

III 福岡県と自動車関連産業

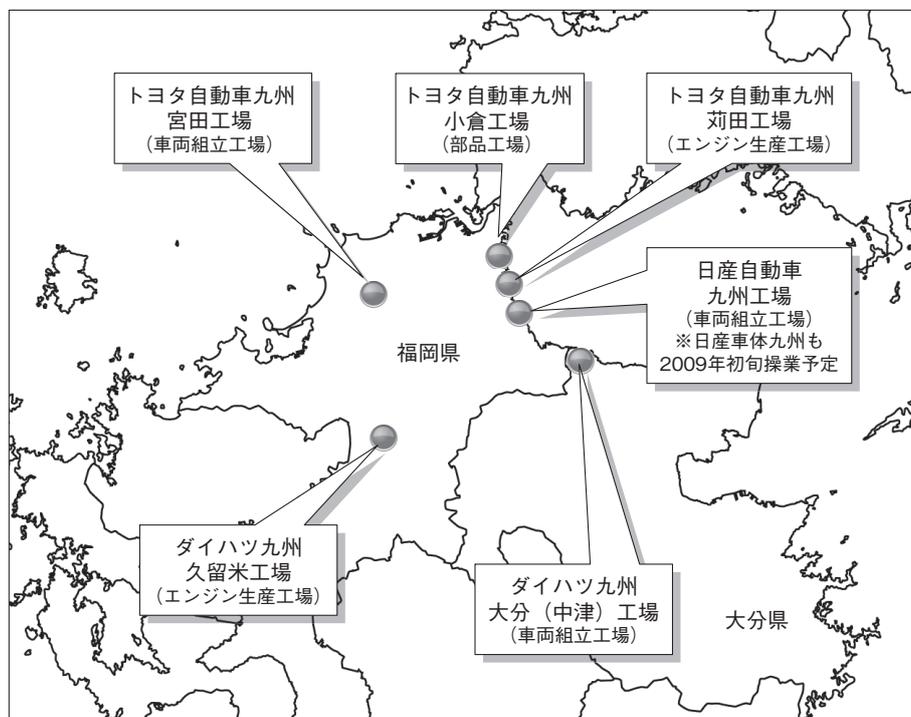
1 北部九州自動車150万台生産拠点推進構想

北部九州では、日産自動車九州工場、トヨタ自動車九州、ダイハツ九州等を中心に、自動車関連産業が集積し、急速に企業立地が進んでいる(図8、写真2)。

福岡県では、2003年2月に「北部九州自動車100万台生産拠点推進会議」を立ち上げ、2007年度までに北部九州地域の自動車生産台数を100万台とする構想を掲げたところ、2006年には、生産台数が100万台を突破し、一年前倒しで目標を達成した(図9)。

2006年8月には、組織が「北部九州自動車

図8 北部九州における自動車産業の集積



(出典) 福岡県パンフレット『アジアのビジネス拠点福岡』p.11.

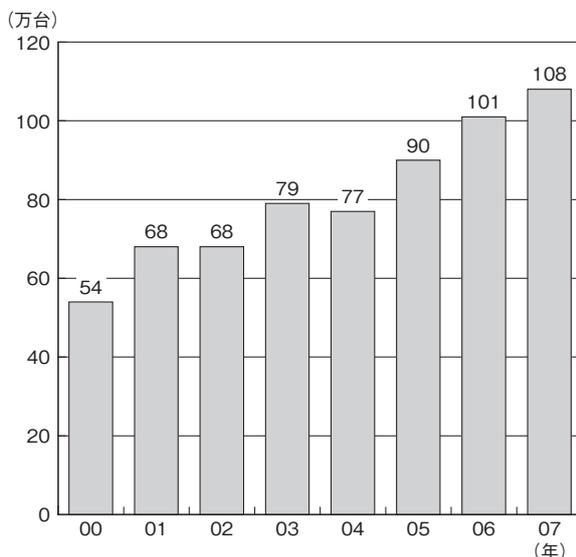
39) 「産業力維持へ正念場」『日刊工業新聞』2008.4.11.

写真2 トヨタ自動車九州宮田工場



(2008年2月19日撮影)

図9 九州地域の自動車生産台数



(出典) 「カーアイランド九州走る」『日刊工業新聞』2008.3.18.

表4 北部九州に立地する自動車メーカー(四輪)の概要

	日産自動車九州工場	日産車体九州	トヨタ自動車九州			ダイハツ九州	
			宮田工場	苅田工場	小倉工場	大分(中津)工場	久留米工場
生産開始	1976年12月(車両生産)	2009年初旬(操業予定)	1992年12月	2005年12月	2008年夏(操業予定)	2004年12月	2008年8月(操業予定)
敷地面積	263.2ha		113ha	31ha	34ha	130ha	16ha
従業員数	約4,500人	約1,000人	約7,200人	約1,000人	約150人	約2,500人	約200人
生産能力(2009年)	53万台	12万台	43万台	44万基	—	46万台	20万基

(出典) 福岡県パンフレット『アジアのビジネス拠点福岡』p.11.

(注) トヨタ自動車九州苅田工場及びダイハツ九州久留米工場は、エンジン生産工場である。

150万台生産拠点推進会議」に改組され、生産台数を2008年度⁽⁴⁰⁾までに150万台、地元調達率を70%とする等の新たな目標が掲げられた。2009年に想定される生産能力は、日産自動車九州工場53万台、トヨタ自動車九州宮田工場43万台、ダイハツ九州大分工場46万台、2009年初旬操業予定の日産車体九州12万台を合わせ、150万台を突破しており、目標の達成は確実視されている(表4)。

150万台の達成が視野に入っていることから、目標を200万台にしてはどうかとの意見もある⁽⁴¹⁾。しかしながら、100万台から150万台への増産は、既存の工場のラインを増設すれば可能であったが、150万台を200万台とするためには、新たな敷地の確保が必要となるため、簡単ではない。

2 自動車産業集積による経済効果

福岡県では、平成15年から平成18年までの4年間で、自動車関連企業の誘致により、立地企業において発生した直接的な雇用創出効果が約5,400人、地元企業の生産が拡大する等の間接的な雇用創出効果が約8,000人であったと試算している。また、バイオ、ナノテク等の産業振興や、海外企業誘致等の他の施策も含めた雇用創出効果は、同4年間で約9万人であったと試算

(40) 生産台数の目標年次は、当初、2009年度であったが、2007年6月に、2008年度に前倒しされた。

(41) 『『自動車アイランド目指す九州』—福岡、北部九州中心に生産の一大拠点へ』『福岡県民新聞ONLINE』2007.2.15. <http://www.fk-shinbun.co.jp/001/post_17.html>

表5 平成15～18年における福岡県の主な産業政策と雇用創出効果（人）

分野	目標数	実績		
			直接雇用者数	波及雇用者数
I) 自動車100万台生産拠点の構築	13,000	13,400	5,400	8,000
II) 戦略的産業振興分野 (バイオ、ナノテク、IT等)	25,000	22,900	13,600	9,300
III) 海外企業誘致	3,000	1,500	1,300	200
IV) 新生活産業分野 (高齢者福祉、子育て支援等)	31,000	44,000	40,700	3,300
V) 就業形態の拡大 (SOHO、NPO等)	8,000	8,400	8,400	0
計	80,000	90,200	69,400	20,800

(出典) 福岡県提供資料「新雇用8万人創出計画の進捗状況について」

表6 100万台構想策定以降の自動車関連企業の立地状況（平成15年2月～）

	立地件数	進出企業の製造品等の例
平成15年	6件	自動車用モーターコア、樹脂製燃料タンク、プレス溶接部品、金属部品等
平成16年	9件	車体部品の溶接・プレス、ブレーキ管等の電着塗装、シート等
平成17年	13件	プレス用金型設計・製造、ハンドル・エアバッグ製造、計測制御・生産システムの設計・製作等
平成18年	13件	自動車関連制御ソフトウェア開発、樹脂部品・プレス溶接品製造、プラスチック部品塗装等
平成19年	23件	自動車用エンジンの鋳型製造、車載組込システムの開発、工作機械製造等

(出典) 福岡県提供資料「福岡県における自動車産業振興の取組み」2008.1, p.4.により筆者作成。

算している（表5）。

関連企業の集積も進んでいる。100万台構想策定以降に立地決定した自動車関連企業は、60社を超えており、基幹部品の生産拠点が数多く立地している（表6）。

裾野の広い自動車産業では、地場産業への波及効果も大きい。福岡県では、地場企業の自動車産業参入を支援する取組みを積極的に行っている。福岡県中小企業振興センターの参入アドバイザーが、参入意欲のある地場企業の生産管理を徹底指導し⁽⁴²⁾、一次部品メーカー等との橋渡しを行っている。また、参入促進講習会や展示商談会等を開催しているほか、部品の量産技術の高度化を目指し、自動車メーカーOBや現役エンジニアを地元企業に派遣して、カイゼ

ン⁽⁴³⁾指導を実施するなど技術支援の取組みも行っている（表7）。このような取組みにより、既存企業の受注拡大や新規参入が着々と進んでいる⁽⁴⁴⁾。

3 福岡県の取組みと今後の課題

企業が新規に立地した際、それが土地、建物、税収、雇用といった直接的な効果だけで終わってしまうことなく、当該企業のもつ技術力、研究開発力を、地元企業の生産管理能力の向上や技術の高度化につなげ、地域としての総合力に結びつけていくことが必要である。そのために、福岡県では、地元調達率の向上、人材育成、自治体間の連携等に取り組んでいる。

(42) 「福岡県知事麻生渡氏に聞く 来年度150万台生産目指す」『日刊工業新聞』2008.3.18.

(43) カイゼンとは、製造業の生産現場において、従業員が生産工程に関する日常的な工夫や努力を積み重ねることにより、生産性を高める取組みを指す。

(44) 福岡県の資料によると、平成15年2月以降、少なくとも17の地元企業が受注拡大又は新規参入に成功している。

表7 自動車産業振興のための福岡県の主な支援策

人 材 育 成	三次元設計技術者の育成、製造基盤技術者の育成、自動車関連産業即戦力人材育成コースの実施、職業訓練の実施
技 術 支 援	モジュール部品に対する産学官共同研究の推進、生産技術の高度化支援、自動車メーカーOBや現役エンジニアによるカイゼン指導の実施
地元企業との取引の推進	参入支援アドバイザーの設置、参入促進講習会の開催、展示商談会の開催、部品取引拡大商談会の開催
優 遇 措 置	自動車産業振興資金による融資、福岡県企業立地促進交付金による助成

(出典) 福岡県提供資料「福岡県における自動車産業振興の取り組み」2008.1, p.9.

(1) 地元調達率の向上

北部九州の自動車メーカーが競争力を高めていくためには、物流コストがかからないように、地元で部品を調達できることが好ましく、現在約50%の地元調達率を70%にまで高めていくことが課題となっている。福岡県では、先述のように、地場企業の自動車産業参入や生産技術の高度化等を支援する取組みを積極的に行っている。

(2) 人材育成

近年、福岡県の有効求人倍率は上昇傾向にあり、人材の確保が大きな課題である。福岡県は、国立大学の理工系定員数が、東京都に次いで全国第2位であり⁽⁴⁵⁾、豊富な理工系人材を活用し、人材育成に力を入れている。三次元設計技術者や製造基盤技術者の育成等、技術・技能の高度化や基礎技術の習得のための支援策を講じている(表7)。しかしながら、九州では、進学率が高くなると九州域外への転出率が増加するとの指摘⁽⁴⁶⁾もあり、高度な人材を域内で活用することが求められている。

(3) 自治体間連携

北部九州では、自動車産業を集積させ、アジ

アをリードする一大生産拠点を形成するため、福岡県、熊本県、大分県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県の九州7県⁽⁴⁷⁾が連携して、「九州自動車産業振興連携会議」を設置している。同会議では、マッチング事業、人材育成事業、技術支援事業、情報発信事業等を連携して実施し、合同商談会の実施や参入促進講習会等への相互参加等の取組みを行っている⁽⁴⁸⁾。人口が減少する中で、広域的に地域の競争力を高める取組みとして、注目に値しよう。

IV 企業誘致施策の論点

以上、大阪府、福岡県の事例を中心に、国、自治体の企業立地、企業誘致施策について概観した。企業誘致をめぐるのは、税収増や雇用増等のメリットがある一方で、補助金競争や非正規雇用等の課題も指摘されている。そこで、本章では、誘致する地域自身にとってのメリットと課題、国全体にとってのメリットと課題に分けて、企業誘致施策の論点について検討を試みる(表8)。

1 地域の視点でみた企業誘致施策の論点

企業誘致施策を一地域の視点でとらえた場合、その論点は、財政との関係、地域経済への

(45) 福岡県パンフレット『アジアのビジネス拠点福岡』p.8.

(46) 『九州経済白書』九州経済調査協会, 2008.2, p.51.

(47) 山口県もオブザーバーとして参加している。

(48) 九州自動車産業振興連携会議パンフレット「Kyushu/九州7県連携して、アジアの一大生産拠点を目指します」

表8 企業誘致施策の論点

		メリット	デメリット・課題
地域の視点	財政	<ul style="list-style-type: none"> ○企業誘致により、事業税・住民税等の税収が増加する。 ○自主財源比率が高まり、交付税への依存が低下する。 ○税収の増加により、地方の公共サービスの供給が高まる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○補助金等のインセンティブの提供は必ずしも企業立地の決定的要因ではない。 ○歳入が特定企業や産業の動向に左右され、変動しやすくなる。
	地域経済	<ul style="list-style-type: none"> ○企業進出により、生産、所得、雇用、人口等が増加する。 ○進出企業を中核として、地域固有の経済・経営資源が有機的に結合し、産業集積が形成される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○域外から進出してきた企業が生産活動の担い手となる場合には、原材料や部品等を域外から調達する割合が、地元企業による生産の場合よりも高くなる傾向がある。 ○雇用増の多くが、域外からの雇用、非正規雇用、外国人等である場合がある。 ○巨大工場の進出は、中小零細企業の倒産・閉鎖等を招く場合がある。 ○地元住民の理解や環境への配慮が不十分である場合、トラブルを生む恐れがある。 ○特定の企業や産業への過度の依存は、景気循環や産業構造の変化への対応力を弱め、地域の安定性を脅かす。
国の視点		<ul style="list-style-type: none"> ○自治体間の企業誘致競争は、企業進出が、地域資源の有効利用や、新規参入、起業を促進するものである場合には、有益である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自治体間の企業誘致競争が、何ら新たな付加価値を伴わない企業の地域間移動であるならば、企業誘致は地域間の所得移転でしかなく、国全体としては、ゼロサム・ゲームにすぎない。 ○地方への企業誘致促進のためには、国による規制や地方交付税のあり方を改め、地方の権限を強めることが重要である。 ○グローバルな企業誘致競争の中で、外資規制や企業買収ルール等のあり方を見直し、国としての魅力を高める必要がある。

(出典) 以下の資料により筆者作成。

- ・深澤映司「地方の産業政策と地域産業の活性化」『地方再生 総合調査報告書』（調査資料 2005-1）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2006, pp.131-132.
- ・赤井伸郎ほか『地方交付税の経済学』有斐閣, 2003, pp.198-199.
- ・経済産業省地域経済産業グループ『地域経済分析調査（企業立地関係調査）報告書』2007, p.16, p.20.
- ・「シャープ液晶工場 復活の象徴「亀山」の“逆説”」『週刊東洋経済』6041号, 2006.9.16, pp.32-39.
- ・「液晶の街亀山 シャープの光届かぬ商店街」『中日新聞』2007.12.26.
- ・「大王製紙 秋田進出断念/12年の誘致活動 水泡に」『河北新報』2000.11.28.
- ・『産業クラスター計画の経済効果に関する理論的・計量的分析に関する調査』三和総合研究所, 2002, p.21.
- ・深尾京司・天野倫文『対日直接投資と日本経済』日本経済新聞社, 2004, pp.57-62.
- ・対日投資有識者会議「対日直接投資の抜本的な拡大に向けた5つの提言」2008.5.19.
(<http://www.investment-japan.go.jp/jp/fdip/index.html>)

影響の2つに分けることができる。

(1) 財政に係る論点

企業誘致の財政面のメリットとして、次の三点が挙げられる。

第一に、企業の誘致は、誘致した企業自体の生産や雇用による直接的効果、関連産業にお

る経済波及効果・雇用誘発効果を通じて、事業税・住民税等の地方税収の増加をもたらす⁽⁴⁹⁾。

第二に、税収の増加により、自主財源比率が高まり、交付税への依存が低下する。例えば、2004年にシャープ工場が稼動した三重県亀山市は、2005年度に、普通交付税の不交付団体に昇格している⁽⁵⁰⁾。

(49) 深澤映司「地方の産業政策と地域産業の活性化」『地方再生 総合調査報告書』（調査資料 2005-1）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2006, p.132.

(50) 合併特例の適用による交付税は交付される。総務省「平成17年度普通交付税不交付団体一覧表」(http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/pdf/050726_3_01.pdf)；「亀山市一般会計11.6%増、3年連続で交付税不交付」『毎日新聞』（三重版）2007.2.27.

第三に、税収の増加は、自治体の地方公共サービスの供給を高め、産業基盤の整備やインフラの充実に寄与する⁽⁵¹⁾。

一方、企業誘致の財政面のデメリット又は課題として、次の二点が挙げられる。

第一に、補助金等のインセンティブの提供は、必ずしも企業立地の決定的要因ではない。経済産業省が日本立地センターに委託して実施した調査(図10)によると、企業が立地に際して重視している項目は、「土地の広さ」(69.8%)、「土地の価格」(68.5%)、「交通条件(道路、港湾、空港、鉄道)が良い」(60.8%)、「作業者等の確保が容易」(45.9%)、「地元自治体の対応の迅速さ」(32.0%)等となっており、「優遇措置の充実」を挙げた企業は、23.0%である⁽⁵²⁾。また、内閣府の調査によると、補助金額30億円以上の県と補助金額5億円未満の県の工場立地件数を比較した場合、補助金額が大きいほど、工場立地件数が多くなるという明確な関係は確認されていない⁽⁵³⁾。

第二に、歳入が特定企業や産業の動向に左右され、変動しやすくなることが挙げられる。例えば、1995年にシャープが進出した三重県多気町では、シャープの納税額が、多いときは町税の半分、歳入総額の3分の1を超えたときもあり、財政がシャープ依存となっている⁽⁵⁴⁾。

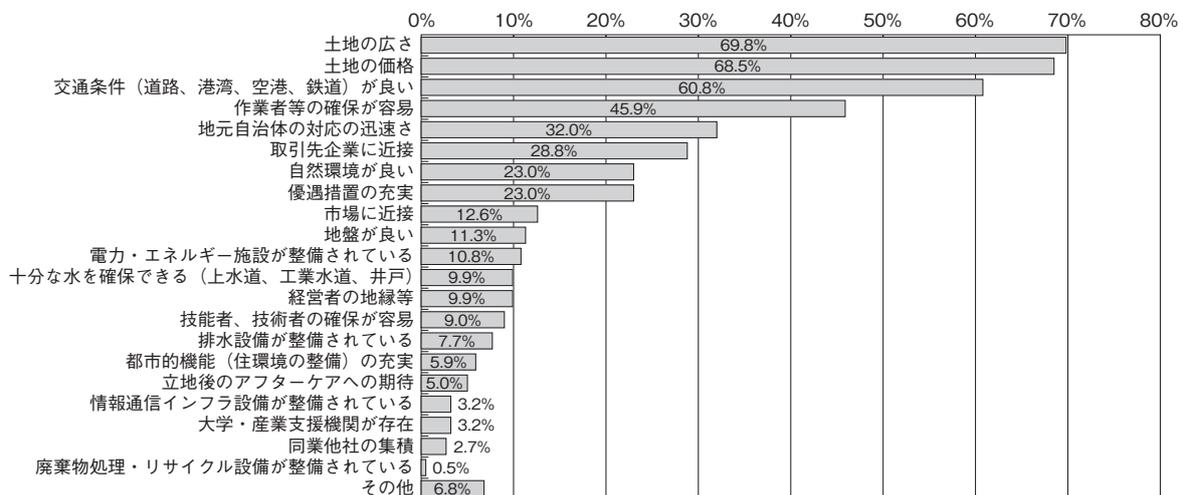
(2) 地域経済に係る論点

企業誘致の地域経済に与えるメリットとしては、次の二点が挙げられる。

第一に、企業誘致は、地域経済に、生産、所得、雇用、人口等の増加をもたらす。例えば、先述の三重県多気町では、企業進出を契機として、人口、製造品出荷額、製造業従業者数等が大きな伸びを示している⁽⁵⁵⁾。

第二に、進出企業を中核として、地域固有の経済・経営資源が有機的に結合すると、競争力のある産業集積が形成される。例えば、北部九州では、大企業の工場新設が、地場企業の受注拡大や新規参入に結びついており、裾野の広い

図10 企業の立地理由



(出典) 経済産業省地域経済産業グループ『地域経済分析調査(企業立地関係調査)報告書』経済産業省, 2007, p.16.

(51) 赤井伸郎ほか『地方交付税の経済学』有斐閣, 2003, p.198.

(52) 経済産業省地域経済産業グループ『地域経済分析調査(企業立地関係調査)報告書』経済産業省, 2007, p.16.

(53) 内閣府政策統括官室『地域の経済2005/高付加価値化を模索する地域経済』内閣府, 2005, pp.12-13, 82-83.

(54) 柴田弘捷「企業進出と地域変容—SHARP亀山工場の建設・稼働と三重県亀山市」『専修大学社会科学研究所月報』495・496号, 2004.10.20, pp.66-67.

(55) 三重銀行「三重県の産業集積と地域経済活性化」『調査レポート』31号, 2003.1, pp.6-12. <http://www.miebank.co.jp/mir/chousa/200301_c1.pdf>

自動車産業の集積が形成されつつある。

一方、企業誘致の地域経済に与えるデメリット又は課題としては、次の五点が挙げられる。

第一に、域外から進出してきた企業が生産活動の担い手となる場合には、原材料や部品等を域外から調達する割合が、地元企業による生産の場合よりも高くなる傾向がある⁽⁵⁶⁾。福岡県のように、域内の地元企業からの調達を増やし、地元調達率の向上を目指す取組みが求められる。

第二に、企業の進出は、必ずしも域内の正規雇用の増加には結びつかない。例えば、シャープ亀山工場では、非正規社員や外国人労働者が数多く勤務しており、その労働環境の問題が指摘されている⁽⁵⁷⁾。企業の進出が、域外からの雇用や非正規雇用だけではなく、域内での高度な人材の活用に結びつくことが好ましい。

第三に、巨大工場の進出は、中小零細企業の倒産・閉鎖等を招く場合がある。例えば、先述の三重県多気町では、製造品出荷額、商品販売額、従業員数が増加しているにもかかわらず、事業所数は減少傾向にあり、特に商店数は大きく減少している⁽⁵⁸⁾。

第四に、地元住民の理解や環境への配慮が不十分である場合は、トラブルを生む可能性がある。例えば、秋田県・秋田市による大王製紙の誘致は、環境悪化や補助金支出を問題視した地元住民の訴訟に伴い、訴訟の長期化等を懸念した大王製紙が進出を中止し、失敗に終わった⁽⁵⁹⁾。

第五に、特定の企業や産業への過度の依存は、景気循環や産業構造の変化への適応力を弱

め、地域の安定性を脅かすということである⁽⁶⁰⁾。例えば、先述の三重県多気町は、産業、町内総生産、財政等の経済面、そして人口構成においても、シャープ依存の町となっているが、電気・電子産業は、変動と衰退の激しい産業であり、シャープの世界戦略の中で、三重県の工場が発展し続ける保証はなく、産業の多様化を図る必要があるとの指摘がある⁽⁶¹⁾。ひとつの地域がある産業に特化すると、景気循環に弱くなるため、多様化が必要ではあるが、その一方で、特化しないと非効率となり、グローバルな競争に勝てないとの議論もあり、地域の安定性と競争力をどう両立するかは、大きな課題である⁽⁶²⁾。

2 国の視点でみた企業誘致施策の論点

企業誘致施策を国全体の視点でとらえた場合、その論点は、自治体間の競争、国と自治体の関係、国と海外の関係の3つに整理することができる。

第一に、過熱する自治体間の誘致競争については、その企業進出が、地域資源の有効利用や、新規参入、起業を促進するものである場合には、有益であるが、何ら新たな付加価値を伴わない企業の地域間移動であるならば、企業誘致は地域間の所得移転でしかなく、国全体としては、ゼロサム・ゲームにすぎない。自治体間の競争の結果を評価する観点からは、一国全体からであるべきで、一地域の損得のみに注目するのは誤りであると言われている⁽⁶³⁾。

第二に、国と自治体の関係においては、国による規制と地方交付税⁽⁶⁴⁾のあり方が問題とな

(56) 深澤 前掲注(49), p.131.

(57) 「シャープ液晶工場 復活の象徴『亀山』の“逆説”」『週刊東洋経済』6041号, 2006.9.16, pp.32-39.

(58) 柴田 前掲注(54), pp.63-64.

(59) 「大王製紙 秋田進出断念／12年の誘致活動 水泡に」『河北新報』2000.11.28.

(60) 『産業クラスター計画の経済効果に関する理論的・計量的分析に関する調査』三和総合研究所, 2002, p.21.

(61) 柴田 前掲注(54), pp. 66-67.

(62) 前掲注(60), p.21.

(63) 赤井 前掲注(51), p.199.

(64) 深澤映司「地方自治体の経済活性化策に対する地方交付税制度の影響」『レファレンス』680号, 2007.9, pp.107-125.

る。経済産業省が日本立地センターに委託して行った調査では、都道府県が企業誘致の課題として挙げた上位の項目は、「土地利用規制が厳しく、受け皿整備が難しい」「企業誘致をして税金が上がってもその分普通交付税の交付額が減ってしまう」であった（図11）。

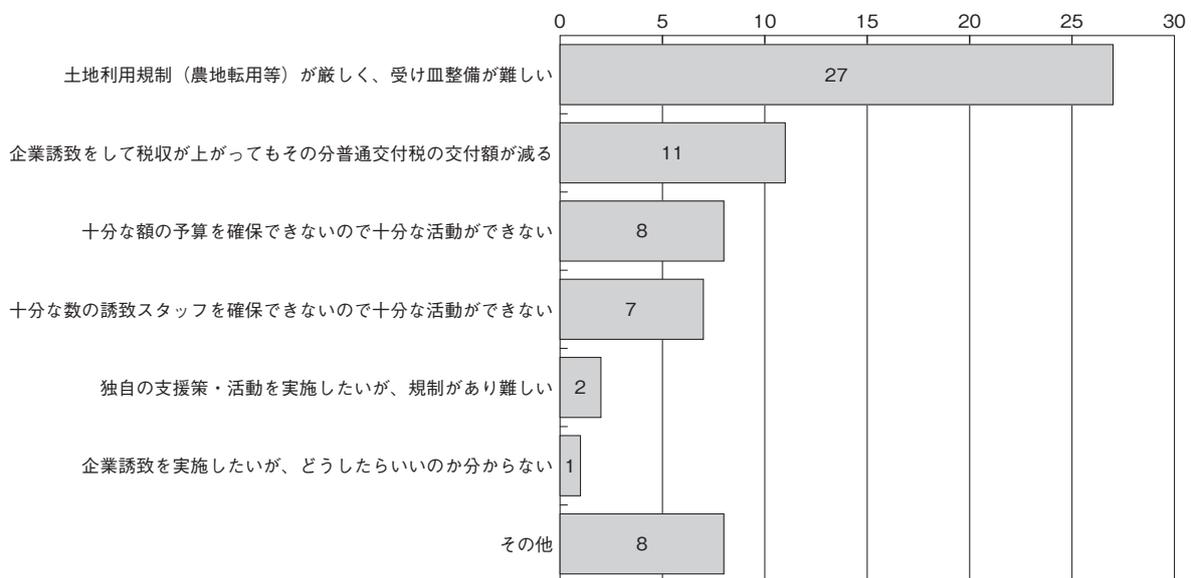
第三に、海外に視点を転じた場合、グローバルな企業誘致競争の中で、国としての魅力をどう高めていくかということが課題である。2008年5月の対日投資有識者会議⁽⁶⁵⁾の場で、外資系企業を我が国に誘致するためには、外資規制を必要とする範囲と根拠を明確にし、予見可能性のある制度整備を進めること、買収防衛策が投資阻害的に機能することのないように、企業買収ルールの一層の整備と透明化を進めること等が重要であるとの提言がなされている⁽⁶⁶⁾。

おわりに

東京大学の松原宏教授は、グローバル競争の進展に伴い、地域構造や地域政策のあり方を再検討する必要性を指摘している⁽⁶⁷⁾。従来、地域政策の手法は、中心から周辺への産業や諸機能の分散政策が主要な柱をなしてきた。しかしながら、グローバル競争に向き合うためには、国際競争力のある産業集積、都市集積が必要であり、分散政策によって集積の力を削ぐことは適当ではないという考え方が強くなってきている。しかしこのことは、一点集中政策によって国際競争に勝ち残ればそれでよい、国内の地域間格差には目をつぶるべきだということではない⁽⁶⁸⁾。

企業立地促進法は、国際競争の中で地方都市の選択と集中が行われていく、という考え方がその基礎にある点で、従来の立地政策とは異なる

図11 都道府県が抱える企業誘致の課題



（出典） 経済産業省地域経済産業グループ『地域経済分析調査（企業立地関係調査）報告書』経済産業省, 2007, p.20.

（注） 調査対象は、42都道府県。複数回答あり。

(65) 内閣府が2008年1月に設置した対日直接投資促進のための検討を行う会議。

(66) 対日投資有識者会議「対日直接投資の抜本的な拡大に向けた5つの提言」2008.5.19. <<http://www.investment-japan.go.jp/jp/fdip/index.html>>

(67) 松原 前掲注(9), p.288.

(68) 同上

ると言われている⁽⁶⁹⁾。実際、自治体間の企業誘致競争は過熱しており、自治体の企業誘致補助金の金額が高騰している⁽⁷⁰⁾。一方で、都道府県や人口規模の大きな市町村はともかく、規模の小さな市町村で企業ニーズに適切に対応していくことはかなり厳しいという現実もある。多くの地域では、人口が減少段階に入り、人材確保の問題が顕在化しつつある⁽⁷¹⁾。

地域間格差、国際競争、人口減少という三重の課題に対し、我々はどのように取り組めばよ

いのだろうか。東京農工大学の古川勇二教授は、複数自治体による広域連携の重要性を指摘している⁽⁷²⁾。現行の行政区画を前提に、各自治体が個々に産業政策を行うことには、限界がある。安定した産業経済圏を保つためには、60万人都市を形成することが有効であると言われている⁽⁷³⁾。地域連携の枠組みを整え、広域的に競争力を高めていくことが必要であろう。

(ひろせ のぶき)

(69) 大西隆ほか「企業立地促進法の施行及び今後の展開について」『経済産業ジャーナル』41巻1号, 2008.1, p.10.

(70) 菅野・前島 前掲注(24)

(71) 藤田 前掲注(1)

(72) 前掲注(7)

(73) 同上